

札幌社保協 FAXニュース

2018年 6月21日(木)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
6月28日(木)です

困っている人が見えにくくなっているが、 宣伝を強め、相談活動を広げよう!

6/7「負担増に対抗する学習決起集会」が開催され、国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会と社保協の加入団体などから38人が参加しました。

国保料は引き下げ、後期、介護保険料は引き上げ

佐藤道生連事務局長が今年度の国保料の特徴を説明。2018年度は都道府県移行によって、保険料の決め方が変わり、1世帯平均では5208円の引き下げとなりました。医療分・後期支援分・介護分のいずれも前年より下がっています。

後期高齢者医療(2018-19)と介護保険料(2018-20)の特徴について、齊藤札幌社保協事務局長が説明。後期医療は新たに軽減に該当する一部の人以外は全員が引き上げ(年金168万円で年3400円増)、介護保険料は全世帯が引き上げで、基準額では7,152円の引き上げです。

国保世帯は減少し、滞納世帯などが見えにくくなっている、都道府県移行で道内47.5%自治体が引き上げ

三浦国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会事務責任者が国保世帯の現状と、110番運動のこれから、国保都道府県化の動向について説明。国保世帯の減少に伴い、滞納世帯も数字の上では減少して困難な世帯が見えにくくなっており、毎月の相談会への参加者も減っていること、しかし困難な世帯が必ずしも減ったわけではなく、私たちの運動や宣伝が行き渡っていないので、6月の相談会は宣伝を強化して取り組もうと提起しました。また、国保都道府県化開始で、道内では52.5%の自治体は保険料が引き下げか据え置き、47.5%の自治体が引き上げになること、市町村と道に対する運動について述べました。

発言の中では、介護について、「高くない年金の中で保険料を上げられ、サービスが抑制されるのは納得できない」、「総合事業利用者が、事業所からデイサービスの風呂をやめると言われた」等が出されました。



西区～国保都道府県化学習 豊平～社保協総会で学習

【西区社保協】6/14西区社保協は「国保の都道府県化で国保はどうなるか?」の学習会を開催。加入団体から24人が参加しました。齊藤札幌社保協事務局長が講演し、都道府県化のねらいが公的医療費の抑制にあり、そのために医療費が増大すると保険料に跳ね返る介護保険のような制度にしていくことなどが紹介されました。参加者からは新しい制度で納付金や保険料がどのように決まるのか、わかったなどの感想が出されました。



【豊平区社保協】6/16豊平区社保協の21回定期総会が開催され、30人余が参加しました。記念講演では、勤医協本部福原宏課長が「子どもから高齢者まで格差・貧困が全世代に」のテーマで、医療介護をはじめとした負担増や高齢者の孤立、子どもの貧困などの現状を紹介し、国や自治体への要求運動の重要性を話しました。総会では加入各団体の活動報告も行われ、提案された総括と方針、予算、役員が全体で確認されました。また、終了後は会場近くの国道で、「安倍内閣退陣!」の宣伝をしました。

2018年度 札幌市国民健康保険料

2018.6.07

(1) 国民健康保険料計算式

- ① 国保料は、医療分+後期支援金分+介護分(40~64才)の合計額です。それぞれに計算式が違います。
- ② 世帯各人の所得から33万円を引いた額の合計を出します。
- ③ 医療分の所得割額と均等割・平等割額を計算します。
- ④ 支援金分の所得割額と均等割・平等割額を計算します。
- ⑤ 40才~64才までの人がいれば介護分の計算をします。
- ⑥ 応益割(均等割と平等割)には、所得により軽減制度があります。(2)(3)参照
- ⑦ 合計したものが、1年間の国保料となります。限度額は **93万円(+4万円)**です

A 医療分保険料 (10円未満切りすて)	
①所得割額 (各人の所得-33万の合計額) × 9.09% (+0.06%)	
②均等割額 加入者数 × 17,130円 (-80円)	
③平等割額 1世帯につき 31,640円 (-430円)	
①+②+③=医療分 (限度額58万円)	(+4万円)

B 後期医療支援金分保険料 (10円未満切りすて)	
①所得割額 (各人の所得-33万の合計額) × 2.96% (+0.01%)	
②均等割額 加入者数 × 5,580円 (-100円)	
③平等割額 1世帯につき 10,300円 (-290円)	
①+②+③=支援金分 (限度額19万円)	(同額)

C 介護分保険料(40才~64才) (10円未満切りすて)	
①所得割額 (各人の所得-33万の合計額) × 2.60% (-0.6%)	
②均等割額 介護保険2号被保険者数 × 5,390円 (-1,280円)	
③平等割額 加入1世帯につき 7,680円 (-1,760円)	
①+②+③=介護分 (限度額16万円)	(同額)

3つの保険料を17年度と比較してみます。単身40才~64才までのケース

A + B + C = 国保料としての賦課額			
①所得割額	料率 14.65% [-0.53%]		(前年15.18%)
②均等割額	28,100円 [-1,460円]		(前年29,560円)
③平等割額	49,620円 [-2,480円]		(前年52,100円)
限度額93万円			(前年限度額89万円)

(2) 法定軽減医療分・支援金分基準表(表1)

- * 医療分と支援金分の均等割と平等割額をあわせた保険料の軽減額です。
- * **2018年4月から控除額が増えて下記の表のようになりました。**5割は1人5,000円、2割は1人1万増
- * 1953年(昭和28年)年1月1日以前に生まれた人《2018年(平成30年)1月1日には65才》で年金がある場合は**15万円控除**とれます。この15万円控除は、軽減判定だけ使用されます。保険料計算では使いません。
- * 自営業者の専従者給与(控除)額は、事業所得の必要経費に含めません。
- * 障害年金・遺族年金・雇用保険・退職所得などは含みません。

		所得	給与	保険料 (前年比)	65才未満	65歳以上
7割軽減	1人世帯	33万円	98万円	19,390円 [-270]	103万	168万円
	2人世帯	"	"	26,200円 [-330]		
	3人世帯	"	"	33,020円 [-370]		
	4人世帯	"	"	39,830円 [-430]		
5割軽減	1人世帯	60.5万	125.5万	32,320円 [-450]	130.5万	195.5万
	2人世帯	88万	153万	43,680円 [-540]	167.3万	223万
	3人世帯	115.5万	190万	55,030円 [-630]	204万	250.5万
	4人世帯	143万	230万	66,390円 [-720]	240.6万	278万
2割軽減	1人世帯	83万	148万	51,720円 [-720]	160.6万	218万
	2人世帯	133万	215.7万	69,880円 [-870]	227.3万	268万
	3人世帯	183万	287.1万	88,050円 [-1010]	294万	318万
	4人世帯	233万	358.5万	106,220円 [-1150]	360.6万	375.6万

- * 基本料金は1人64,650円、2人87,360円、3人110,070円、4人132,780円
- * 医療分・支援金分のみ均等割と平等割額の保険料の軽減額です。
- * 均等割・平等割を計算し軽減割合を掛けます。10円未満切り捨てです。
- *合計所得33万円を越えると、所得割額が別にかかります**

(3) 法定軽減介護分基準表 2号保険者(表2)

人数	基本保険料	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	13,070円	3,920円	6,530円	10,450円
2人	18,460円	5,530円	9,230円	14,760円
3人	23,850円	7,150円	11,920円	19,080円
4人	29,240円	8,770円	14,620円	23,390円

(基本料前年比 1人-30,400円、2人-43,200円、3人-56,000円、4人-68,800円)